

第21回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月20日（金） 午後2時00分～午後2時28分

2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室

3. 出席委員（26名）

4. 欠席委員（4名）

5. 議案

議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員（3名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から12月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が15名出席、推進委員が11名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。今年も後10日余りということで、1年が終わろうとしています。今年を振り返ってみますと、夏の猛暑、カメムシの被害、自然気象による災害など多数見られました。これらに対して、色々と工夫をしながら対応されたのではないかと思います。来年にかけましても農作物の被害が出ないよう頑張っていたいただきたいと思います。

また、テレビ等でよく言われておりますが、野菜や米などが高い。高止まりしているというようなことが言われておりますが、消費者目線で見るとそうなのかもしれませんが、農家目線で見ると適正価格に近付いたかなと思っております。やはりこの価格が今以上に続かなければ農家は増えて参りません。色々な努力をしても報われることはないと思います。私は、価格に関しましてはこのように思っております。今の価格が最低ラインということで、願いたいと思います。

本日の協議事項も多数ありますので、速やかに進むようご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまより第21回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、6件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について2件、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について2件、議案第3号、非農地証明について、1件、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、15件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名

会長

をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしく申し上げます。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は6件でございます。議案書のほうは1ページから9ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の10ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 260㎡です。

譲渡人は、宇和町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、西予市●にお住まいで、今回申請地を●さんに売買することになりました。●さんは、新規就農ですが、生産に必要な農機具は、耕運機・草刈機・軽トラを持っています。必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業経験は、営農経験はないけれども、子どもの時から頻りに農業の手伝いを行っているため耕作能力に問題ないと思われれます。また、農作業の従事日数年間150日を見込んでおり、申請地は●氏宅の横にある畑であり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日農作業に従事することから、農作業常時

事務局

従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

12月18日、推進委員の●さんと一緒に現地確認をし、●事務所に向いて話を聞きました。

●さんは、宇和町にお住まいで今回申請地は●さん宅の隣ということで●さんに売買することになったそうです。生産に必要な農機具は、耕運機・草刈機・軽トラを持っており、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業経験は、営農経験はありませんが、子どもの時から頻りに農業の手伝いを行っており、また、ご近所の方々からの指導助言もあり、耕作能力に問題ないと思われます。また、農作業の従事日数年間150日を見込んでおります。申請地は、自宅の横であり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

以上、特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の2について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の10ページをご覧ください。議案第1号2についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 1,032㎡、畑1筆 340㎡ 合計1,372㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

事務局

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、高齢のためご近所にお住まいの●さんに水田を譲ることになったそうです。●さんは、●にお住まいで主にシソ栽培や稲作をされていることから譲り受けて規模拡大することです。生産に必要な農機具は、トラクター・コンバイン・田植機など保有しており、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業経験は、農業歴25年、農作業の従事日数年間300日で必要な技術はあります。また、申請地は自宅から車で5分であり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

12月18日、推進委員の●さんと一緒に現地確認をし、●事務所に出席して話を聞きました。

●さんは、高齢のためご近所にお住まいの●さんが申請地付近を耕作されているので水田を譲ることにされました。●さんは、●にお住まいで主にシソ栽培や稲作をされていることから譲り受けて規模拡大されます。生産に必要な農機具は、トラクター・コンバイン・田植機など保有しされており、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業経験は、農業歴25年、農作業の従事日数年間300日でご両親も長年農業をされておりますので必要な技術は持っておられます。また、申請地は自宅から車で5分程度であり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

会長

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案第2号の1を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号の1について説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。表の左側の番号1番になります。地図の方は12から14ページになります。11ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 128㎡です。譲渡人は、岡山県●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は駐車場、農機具置場です。

転用の理由といたしまして、農家である譲受人は、現住居の借家が手狭なため、住宅用地と合わせて農業用の機械を保管できる土地を探していたところ、申請地と隣接する宅地を取得できることになったそうです。宅地の部分につきましては、住宅や倉庫が建った状態で購入し、申請地は農機具置場として整備する計画となっております。申請地の一部は、以前からコンクリート舗装されていたとのことで、無断転用となっておりますので始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。申請地につきましては、都市的整備がされた区域内の農地又は市街地にある農地で、第3種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、土留め工を設けて土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透により排出することから周囲への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

12月11日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは現在借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、自己住宅用地や農作業で使用する農機具を保管できる土地を探していたところ、申請地を取得できることとなったそうです。

現地を確認しましたが、隣接地に農地はなく、周囲の営農に与える影響は少ないものと思われますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号の2を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、始めに議案第2号の2についてご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。表の左側の番号2番になります。地図の方は15から17ページになります。11ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 292㎡です。貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、自己住宅の建築です。

転用の理由といたしまして、申請者は親子関係になります。母親である借受人の●さんは、現住宅が老朽化していることや、高齢となり一人暮らしには不安があることから、貸付人である息子の住宅の近隣に自己住宅を建築し生活拠点を移したいとして本申請に至りました。申請地は、既に造成されておりますので始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成は土地の整地のみで、土砂の流出の恐れはなく、排水機能を設けて雨水等の処理をすることから、周囲への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

12月15日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、借受人の●さんの住宅は、老朽化

●番
●委員

してきていることや、ご本人も高齢となって一人暮らしでは生活面での不安もあることから、貸付人である息子の自宅近くの申請地に住宅を建築して移り住みたいとのことでした。

現地を確認しましたが、周辺農地等への影響は少ないものと思われまますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。議案第2号の2を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第2号の2を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の18ページをご覧ください。議案第3号についてご説明いたします。地図の方は、19、20ページになります。18ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 943㎡です。申請人は、松山市●の●さんです。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。現地写真は6、7ページになります。5ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は周囲が山林のため日照条件が悪く、イノシシ等の鳥獣被害が増加したため耕作が困難なことから、平成16年頃に耕作をあきらめて、そのまま現在に至ったものです。耕作が放棄されて20年以上経っており、現在は雑木などが生い茂り農地への復旧は困難な状態となっております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

12月14日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

●番
●委員

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地の周りは山林で日照時間が短く、鳥獣被害も増加していることから耕作が非常に困難なため、やむを得ず耕作をあきらめて現在に至ったそうです。

現地を確認しましたが、雑木などが生い茂っており、農地への復旧は困難な状態のため、非農地と判断して問題無いと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願

会長

いします。調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の21ページをご覧ください。内子町長より令和6年12月2日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和6年12月27日です。

集積計画の概要ですが、22ページをご覧ください。利用権の新規設定及び再設定で、田30筆 21, 248㎡、畑27筆 66, 797㎡、合計 88, 045㎡です。

集積計画の内訳については、23ページをご覧ください。今月は集積計画が多数ありますので、再設定は省略し、新規設定のみご説明いたします。表の左側の通し番号1番から順に説明いたします。

1番 内子町●及び●の農地、畑6筆 19, 475㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、内子町●の●さん、内子町●の●さん、内子町●の●さん、借受人は、大洲市●の●さんで、賃借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、畑1筆 3, 302㎡です。

貸付人は、松山市●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

事務局

3番、内子町●の農地、田3筆 1,945㎡です
貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用
貸借権の新規設定です。

4番、内子町●の農地、田3筆 698㎡です
貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借
権の新規設定です。

5番から15番につきましては、再設定の案件になりますので、ご確
認をお願いいたします。

以上、農作業常時従事日数など耕作のための要件を満たしていると見
込まれます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はあり
ませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認する
ことに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしま
した。よって、本日の議事を閉じたいと思います。